令和6年能登半島地震における上越市災害義援金配分委員会

次 第

と き: 令和6年5月28日(火)午後4時30分~ところ: 上越市役所木田第1庁舎4階401会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨 拶
- 4 義援金配分委員会の設置について 資料1、資料2
- 5 委員紹介 資料3
- 6 委員長及び副委員長の選任 資料4

(以下、非公開)

- 7 審 議
 - (1) 配分計画について 議案1、別紙1
 - (2) その他
- 8 閉 会

災害義援金配分委員会の設置について

『上越市地域防災計画(地震災害対策編、第2部地震災害対策、第2章災害応急対策計画、第48節義援金の受入れ・配分)』に下記のとおり規定

(3) 義援金の配分

- ① 義援金配分委員会の設置 市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分計画を 決定する。
- ② 義援金配分委員会の選任 義援金配分委員会の委員は、上越市社会福祉協議会、上越市町内会長連絡協議 会及び上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会等から選任する。
- ③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

- ④ 配分の実施 市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し 迅速かつ適正に義援金の配分を行う。
- ⑤ 配分結果の公表 市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表す る。

上越市災害義援金配分委員会設置要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、上越市附属機関設置条例(令和6年上越市条例第2号。以下「条例」という。)第2条に基づき設置する上越市災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (組織)
- 第2条 上越市地域防災計画に基づき、寄託を受けた義援金を公平かつ迅速に配分するため、委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。
 - (1) 公共的団体の代表者
 - ア 上越市社会福祉協議会
 - イ 上越市町内会長連絡協議会
 - ウ 上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会
 - (2) その他市長が必要と認める者 (庶務)
- 第3 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年能登半島地震における上越市災害義援金配分委員会 委員名簿

| 区分 | 団 体 名 | 職名 | 委 員 名 |
|----|-------------------|----|-------|
| ア | 社会福祉法人 上越市社会福祉協議会 | 会長 | 渡邉 隆 |
| イ | 上越市町内会長連絡協議会 | 会長 | 阿部 利夫 |
| ウ | 上越市民生委員児童委員協議会連合会 | 会長 | 馬場 隆信 |

上越市附属機関設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市附属機関設置条例(令和6年上越市条例第2号)の施行 に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 附属機関に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

- 第4条 附属機関は、審査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定により会議に出席した関係者は、出席した会議において知り得た秘密 を漏らしてはならない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が別に定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。